

第3 税率に関する調

令和5年度税率一覧表 53

令和5年度 税率一覧表

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県民税	《個人》 (均等割と所得割) 県内に住所を有する個人 (均等割のみ) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所等を有する市町村内に住所を有しないもの	(所得割) 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	(均等割) 年2,000円 ※福岡県森林環境税500円を含んだ額 (所得割) 4/100 ※指定都市(北九州市、福岡市)に住所を有する方の場合、2/100	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
	《法人》 (均等割と法人税割) ・県内に事務所又は事業所を有する法人 ・法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの ・法人課税信託の受託者で、固有資産等が帰属するもの (均等割のみ) 県内に事務所又は事業所がない法人で、寮、宿泊所、クラブ等があるもの (法人税割のみ) 法人課税信託の信託資産等が帰属するもの	(法人税割) 法人税額	(均等割) ・資本金等の額が50億円を超える法人 年額840,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額567,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額136,500円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額52,500円 ・上記以外の法人等 年額21,000円 ※福岡県森林環境税5%分を含んだ額(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から) (法人税割) ・1.0/100 ・次に該当する法人(昭和51年2月1日から令和9年1月31日までの間に終了する事業年度分に限る) 1.8/100 ①資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超えるもの ③上記の適用期間内に解散又は合併をしたもの(清算所得に限る) ④特定目的会社 ⑤法人課税信託の引受を行うもの		(確定申告) a 下記以外の法人 法人税法による法人税の申告期限 b 公共法人等で均等割のみを課されるもの 毎年4月30日	申告納付
	《利子割》 県内に所在する金融機関等の営業所を通じて利子等の支払を受ける個人	支払を受けるべき利子等の額	5/100		毎翌月10日まで	特別徴収 申告納入
	《配当割》 上場株式等の配当等(源泉徴収選択口座内配当等を除く)の支払を受ける県内に住所を有する個人 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等の支払いを平成22年1月1日以降に受ける県内に住所を有する個人	支払を受けるべき配当等の額	5/100		毎翌月10日まで	特別徴収 申告納入
					翌年の1月10日まで	
	《株式等譲渡所得割》 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た県内に住所を有する個人	源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得の額	5/100		翌年の1月10日まで	特別徴収 申告納入

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
事業税	《個人》 第1種事業、 第2種事業及び 第3種事業を行 う個人	前年中の個人の事業による 所得 (事業を廃止した場合は、1月1 日から事業廃止の日までの個 人の事業による所得) (総収入金額) － (必要経費) － (事業主控除等)	(第1種事業) 5/100 (第2種事業) 4/100 (第3種事業) ①あんま・マッサージ又 は指圧・はり・きゅう ・柔道整復その他の医 業に類する事業、装蹄 師業 3/100 ②その他の事業 5/100		(第1期) 8月16日から 8月31日まで (第2期) 11月16日から 11月30日まで ※年途中で事業を廃 止したとき：随時	普通徴収
	《法人》 ・事業を行って いる法人で、 県内に事務所 又は事業所 のあるもの ・法人でない社 団又は財団で 代表者又は管 理人の定めが あり、かつ、 収益事業又は 法人課税信託 の引受けを行 うもの ・法人課税信託 の引受けを行 う個人	I：電気供給業を行う法人のう ち、小売電気事業等、発電事業 等又は特定卸供給事業を行う法 人 各事業年度の所得及び収入金額 II：上記 I 以外の電気供給業 、ガス供給業（導管ガス供給 業に限る）、保険業を行う法 人 各事業年度の収入金額 III：その他の事業を行う法人 各事業年度の所得 IV：上記 I の法人のうち資本金 の額又は出資金の額が1億円を 超える法人（公益法人、特別法 人、人格のない社団等、投資法 人及び特定目的会社を除く） (付加価値割) 報酬給与額、純支払利子、純 支払賃借料等による付加価値額 (資本割) 資本金等の額 (収入割) 各事業年度の収入金額 V：上記IIIの法人のうち資本金 の額又は出資金の額が1億円を 超える法人（公益法人、特別法 人、人格のない社団等、投資法 人及び特定目的会社を除く） (所得割) 各事業年度の所得 (付加価値割) 報酬給与額、純支払利子、純 支払賃借料等による付加価値額 (資本割) 資本金等の額 VI：特定ガス供給業 (付加価値割) 報酬給与額、純支払利子、純 支払賃借料等による付加価値額 (資本割) 資本金等の額 (収入割) 各事業年度の収入金額	(左記 I の法人) 普通法人等・特別法人 (所得割) 1.85/100 (収入割) 0.75/100 (左記 II の法人) 1.0/100 (左記 III の法人) A 特別法人 ・所得のうち年400万円以 下の金額 3.5/100 ・所得のうち年400万円を 超える金額 4.9/100 B 普通法人等 ・所得のうち年400万円以 下の金額 3.5/100 ・所得のうち年400万円を 超え800万円以下の金額 5.3/100 ・所得のうち年800万円を 超える金額 7.0/100 (左記IIIの法人のうち、3 以上の都道府県に事務所 又は事業所を設け、資本 金の額又は出資金の額が 1,000万円以上の法人) A 特別法人 一律4.9/100 B 普通法人等 一律7.0/100 (左記IVの法人) (付加価値割) 0.37/100 (資本割) 0.15/100 (収入割) 0.75/100 (左記Vの法人) (所得割) 1.0/100 (付加価値割) 1.2/100 (資本割) 0.5/100 (左記VIの法人) (付加価値割) 0.77/100 (資本割) 0.32/100 (収入割) 0.48/100		(確定申告) a 下記 b 及び c 以外 の法人 事業年度終了の日 から2月以内 b 残余財産が確定し た解散法人 残余財産確定の日 から1月以内と残 余財産の最終分配 の前日のいずれか 早い日 c 上記 b の法人のう ち通算法人で残余財 産確定の日が通算親 法人の事業年度終了 の日である法人 残余財産確定の日 から2月以内 (中間申告) 事業年度開始の日か ら6月経過後2月以内	申告納付 通算法人・連結法人 以外：会計監査人の 監査を受けなければ ならない等の理由に より決算が確定しな い場合は、知事の承 認により申告期限が 1月延長される。 (確定申告の a の場 合のみ) 通算法人・連結法人 ：会計監査人の監査 を受けなければなら ない等の理由により 決算が確定しない場 合は、知事の承認に より申告期限が2月 延長される。(確定 申告の a 及び c の場 合)

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
地方 消費税	・ 国内において課税資産の譲渡等を行う事業者 ・ 保税地域から輸入貨物を引き取る者	消費税額	22/78		消費税の納期と同じ	申告 納付
不動産 取得税	不動産を取得した人	不動産（土地及び家屋）の取得時における固定資産課税台帳登録価格 ・ 控除 特例適用住宅を建築した場合：一戸につき1,200万円（認定長期優良住宅を新築した場合には、その新築が令和6年3月31日までの間に行われた場合は1,300万円）を限度として控除 ・ 免税点 A 取得した土地の価格が10万円未満であるとき B 新築、増築、改築により取得した家屋一戸の価格が23万円未満であるとき C 売買、交換、贈与等により取得した家屋一戸の価格が12万円未満であるとき ・ 宅地評価土地の取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合は、課税標準を価格の2分の1とする。	4/100 ただし、取得時期により下記税率とする。 ○平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得 すべての不動産 3/100 ○平成18年4月1日から令和6年3月31日までの取得 土地 3/100 家屋（住宅） 3/100 家屋（住宅外） 4/100（※） ※ただし、平成20年3月31日までの取得は、3.5/100 （土地の減額について） a b c dに該当する場合は、その土地に係る税額から(1)(2)のうち高い方の額が減額される。 a 土地の取得者が当該土地の取得日から3年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 ※平成14年4月1日以降の土地の取得については、土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたときは、土地と家屋の取得者が同一でない場合でも、土地を取得した人が継続して所有している間に特例適用住宅が新築された場合、又は、土地を取得した人（X）がその土地をYに譲渡し、Xの土地の取得から3年以内にYが特例適用住宅を新築した場合（なお、この場合Yについても適用） b 土地の取得者が当該土地の取得の日から1年以内に耐震基準適合既存住宅（自己居住用）を取得し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅（自己居住用）を取得していた場合（新築未使用の特例適用住宅（自己居住用）を含む） c 土地の取得者が当該土地の取得（平成30年4月1日以降の取得に限る）から前後1年の間に耐震基準不適合既存住宅を取得（平成26年4月1日以降の取得に限る）し、当該住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることについて建築士等から証明を受け、自己の居住の用に供した場合 d 新築未使用の特例適用住宅（自己居住用以外）及びその土地を当該住宅が新築された日から1年以内に取得した場合 (1) 45,000円 (2) 土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍（200㎡を限度とする）×3/100		随時	普通 徴収

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県たばこ税	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	売渡し又は消費等に係る製造たばこの合計本数	1,000本につき1,070円		毎翌月末日まで (申告書の提出期限の特例及び納期限の延長の特例あり)	申告納付 (ただし普通徴収の方法によるものもあり)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用者	1人1日の利用につき 1級：1,200円 2級：1,100円 3級：1,000円 4級： 900円 5級： 800円 6級： 700円 7級： 600円 8級： 500円 9級： 400円 10級： 300円 11級： 200円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入 【等級決定基準】 (18ホール以上のゴルフ場) 1級：1人1日の利用料金が12,000円を超えるもの 2級：同利用料金が7,000円を超え12,000円以下のもの 3級：同利用料金が6,000円を超え7,000円以下のもの 4級：同利用料金が5,000円を超え6,000円以下のもの 5級：同利用料金が4,500円を超え5,000円以下のもの 6級：同利用料金が3,500円を超え4,500円以下のもの 7級：同利用料金が3,000円を超え3,500円以下のもの 8級：同利用料金が3,000円以下のもの (18ホール未満のゴルフ場) 7級：1人1日の利用料金が3,000円を超えるもの 8級：同利用料金が2,500円を超え3,000円以下のもの 9級：同利用料金が2,000円を超え2,500円以下のもの 10級：同利用料金が1,500円を超え2,000円以下のもの 11級：同利用料金が1,500円以下のもの

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和5年 4月1日～ 令和5年12 月31日	自動車を取 得した人	通常の取得価格 ※免税点：50万 円以下	①電気自動車、燃料電池自動車 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は ポスト新長期規制からNox10%低減(注1)） 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ③プラグインハイブリッド自動車 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ④ディーゼル乗用車 ・A、Bの要件をいずれも満たすもの。 A：平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期 規制適合（注1） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%達成 又は令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年 度燃費基準達成又は令和2年度燃費基準+9%達 成 又は令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年 度燃費基準達成 又は令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年 度燃費基準達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・上記以外のディーゼル乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑤ガソリン乗用車 それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%（平成 22年度燃費基準+84%（注3））達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+9%（平成22 年度燃費基準+62%（注3））達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃 費基準（平成22年度燃費基準+50%（注3））達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 1% 営業用 0.5% ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃 費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 1% 営業用 登録車 1% 営業用 軽自動車 0.5% ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準55%達成 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 登録車 2% 営業用 軽自動車 1% ・上記以外の乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 2% ⑥石油ガス乗用車 それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税		・登録又は 使用の届け 出がされる 自動車の取 得：登録又 は届出の時 ・上記以外 の自動車の 取得：取得 の日から15 日以内	申告納付 <

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 制 ※令和5年 4月1日～ 令和5年12 月31日			・ A：★★★★(注2) B：令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成又は令和2年度燃費基準+9%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 — 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) B：令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 — 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注2) B：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 — 営業用 1% ・ 上記以外の乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 — 営業用 2% ⑦ガソリン トラック（車両総重量2.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+25% （平成22年度燃費基準+57%（注3））達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+20% （平成22年度燃費基準+50%（注3））達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 1% 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+15% （平成22年度燃費基準+44%（注3））達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 2% 営業用 1% ・ 上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 2% ⑧ガソリン トラック（車両総重量2.5t超3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+15%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 — 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 — 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+5%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 — 営業用 1% ・ A：★★★(注4) B：平成27年度燃費基準+20%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 — 営業用 非課税 ・ A：★★★(注4) B：平成27年度燃費基準+15%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 — 営業用 0.5% ・ A：★★★(注4) B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 — 営業用 1% ・ 上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 — 営業用 2%			注4： ★★★★とは、 H30年排出ガ ス基準+25% 低減達成又 はH17年排出 ガス基準+50 %低減達成を いう

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和5年 4月1日～ 令和5年12 月31日			⑨ディーゼル トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下) それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準+15%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準+5%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・A：ポスト新長期規制適合(注1) B：平成27年度燃費基準+20%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：ポスト新長期規制適合(注1) B：平成27年度燃費基準+15%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：ポスト新長期規制適合(注1) B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑩ディーゼル トラック(車両総重量3.5t超) それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準+5%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：平成27年度燃費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑪ガソリン バス(車両総重量2.5t以下) それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：★★★★(注2) B：令和2年度燃費基準+5% (平成22年度燃費基準+57%(注3)) 達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：★★★★(注2) B：令和2年度燃費基準 (平成22年度燃費基準+50%(注3)) 達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：★★★★(注2) B：平成27年度燃費基準+15% (平成22年度燃費基準+44%(注3)) 達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1%			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和5年 4月1日～ 令和5年12 月31日			・ 上記以外のバス			
			自家用 登録車 3%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 2%			
			⑫ガソリン バス（車両総重量2.5t超3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。			
			・ A：★★★★（注2）			
			B：平成27年度燃費基準+15%達成			
			自家用 登録車 非課税			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 非課税			
			・ A：★★★★（注2）			
			B：平成27年度燃費基準+10%達成			
			自家用 登録車 1%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 0.5%			
			・ A：★★★★（注2）			
			B：平成27年度燃費基準+5%達成			
			自家用 登録車 2%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 1%			
			・ A：★★★（注4）			
			B：令和2年度燃費基準達成			
			自家用 登録車 非課税			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 非課税			
			・ A：★★★（注4）			
			B：平成27年度燃費基準+15%達成			
			自家用 登録車 1%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 0.5%			
			・ A：★★★（注4）			
			B：平成27年度燃費基準+10%達成			
			自家用 登録車 2%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 1%			
			・ 上記以外のバス			
			自家用 登録車 3%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 2%			
			⑬ディーゼル バス（車両総重量2.5t超3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。			
			・ A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1）			
			B：平成27年度燃費基準+15%達成			
			自家用 登録車 非課税			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 非課税			
			・ A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1）			
			B：平成27年度燃費基準+10%達成			
			自家用 登録車 1%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 0.5%			
			・ A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1）			
			B：平成27年度燃費基準+5%達成			
			自家用 登録車 2%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 1%			
			・ A：ポスト新長期規制適合（注1）			
			B：令和2年度燃費基準達成			
			自家用 登録車 非課税			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 非課税			
			・ A：ポスト新長期規制適合（注1）			
			B：平成27年度燃費基準+15%達成			
			自家用 登録車 1%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 0.5%			
			・ A：ポスト新長期規制適合（注1）			
			B：平成27年度燃費基準+10%達成			
			自家用 登録車 2%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 1%			
			・ 上記以外のバス			
			自家用 登録車 3%			
			自家用 軽自動車 ー			
			営業用 2%			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和5年 4月1日～ 令和5年12 月31日			⑭ディーゼル バス（車両総重量3.5t超） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1） B：平成27年度燃費基準+10%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 ー ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1） B：平成27年度燃費基準+5%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減（注1） B：平成27年度燃費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・上記以外のバス 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑮ノンステップバス（注5） （新車に限る）取得価額から1,000万円控除 ⑯リフト付きバス（注5） （新車に限る） 乗車定員30人以上（空港アクセスバス） 取得価額から800万円控除 乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除 乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除 ⑰ユニバーサルデザインタクシー （新車に限る）取得価額から100万円控除 ※⑮、⑯、⑰は、R3.4.1～R7.3.31までに取得したもの に限る ⑱側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行 者検知機能付き）搭載トラック（車両総重量8t超の もの。ただし、トレーラーを除く） （新車に限る）取得価額から350万円控除 ⑲側方衝突警報装置搭載トラック（車両総重量8t超の もの。ただし、トレーラーを除く） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ※⑱、⑲は、R5.4.1～R6.4.30までに取得したものに 限る ⑳衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載 バス等（立席のないもの）（注6） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ㉑衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載 トラック（車両総重量3.5t超のもの。ただし、トレ ーラーを除く） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ※㉑、㉑は、R5.4.1～R7.3.31までに取得したものに 限る ※「バリアフリー車両」に係る特例（⑮～⑰）と、 「ASV（先進安全自動車）」に係る特例（⑱～㉑） は選択適用			注5： 一般乗合旅 客自動車運 送事業者が 路線定期運 行のために 導入するも の又は一般 貸切旅客自 動車運送事 業者がその 事業のため に導入する ものに限る 注6： 「バス等」 の等とは、 乗車定員 10人の 乗用車
自動車税 環境性能 割 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日	自動車を取 得した人	通常の取得価格 ※免税点：50万 円以下	①電気自動車、燃料電池自動車 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又はポ スト新長期規制からNox10%低減（注1）） 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ③プラグインハイブリッド自動車 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税		・登録又は 使用の届け 出がされる 自動車の取 得：登録又 は届出の時 ・上記以外 の自動車の 取得：取得 の日から15 日以内	申告納付 注1： ポスト新長 期規制とは 、平成21年 以降に適用 される排出 ガス規制を いう

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日			④ディーゼル乗用車 それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期 規制適合（注1） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期 規制適合（注1） B：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+16%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期 規制適合（注1） B：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃 費基準達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・A：平成30年排出ガス規制適合又はポスト新長期 規制適合（注1） B：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃 費基準達成 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・上記以外のディーゼル乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑤ガソリン乗用車 それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%（平成 22年度燃費基準+84%（注3））達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+16%（平成 22年度燃費基準+73%（注3））達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃 費基準+2%（平成22年度燃費基準+51%（注3）） 達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 1% 営業用 0.5% ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃 費基準達成 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 1% ・上記以外の乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 2% ⑥石油ガス乗用車 それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+23%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・A：★★★★（注2） B：令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃 費基準達成又は令和2年度燃費基準+16%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税			注2： ★★★★と は、H30年排 出ガス基準+ 50%低減達成 又はH17年排 出ガス基準+ 75%低減達成 をいう 注3： 平成22年度 燃費基準に ついては、 JC08モード 燃費値及び WLTCモード 燃費値を算 定していな い場合に限 り適用

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日			・ A：★★★★(注2) B：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成又は令和2年度燃費基準+2%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注2) B：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・ 上記以外の乗用車 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑦ガソリン トラック（車両総重量2.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：★★★★(注2) B：令和4年度燃費基準+5% (平成22年度燃費基準+63%(注3)) 達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 非課税 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) B：令和4年度燃費基準 (平成22年度燃費基準+55%(注3)) 達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 1% 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注2) B：令和4年度燃費基準95% (平成22年度燃費基準+47%(注3)) 達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 2% 営業用 1% ・ 上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 2% 営業用 2% ⑧ガソリン トラック（車両総重量2.5t超3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：★★★★(注2) B：令和4年度燃費基準達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) B：令和4年度燃費基準95%達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注4) B：令和4年度燃費基準+5%達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注4) B：令和4年度燃費基準達成 自家用 登録車 1% 自家用 軽自動車 ー 営業用 0.5% ・ A：★★★★(注4) B：令和4年度燃費基準95%達成 自家用 登録車 2% 自家用 軽自動車 ー 営業用 1% ・ 上記以外のトラック 自家用 登録車 3% 自家用 軽自動車 ー 営業用 2% ⑨ディーゼル トラック（車両総重量2.5t超3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10%低減(注1) B：令和4年度燃費基準達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 ー 営業用 非課税			注4： ★★★★とは、 H30年排出ガ ス基準+25% 低減達成又 はH17年排出 ガス基準+50 %低減達成を いう

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 制 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日			・ A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNox及びPM10%低減(注1) ・ B：令和4年度燃費基準95%達成 - 自家用 登録車 1% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 0.5% ・ A：ポスト新長期規制適合(注1) ・ B：令和4年度燃費基準+5%達成 - 自家用 登録車 非課税 - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 非課税 ・ A：ポスト新長期規制適合(注1) ・ B：令和4年度燃費基準達成 - 自家用 登録車 1% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 0.5% ・ A：ポスト新長期規制適合(注1) ・ B：令和4年度燃費基準95%達成 - 自家用 登録車 2% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 1% ・ 上記以外のトラック - 自家用 登録車 3% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 2% ⑩ディーゼル トラック（車両総重量3.5t超） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNox及びPM10%低減(注1) ・ B：平成27年度燃費基準+15%達成 - 自家用 登録車 非課税 - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 非課税 ・ A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNox及びPM10%低減(注1) ・ B：平成27年度燃費基準+10%達成 - 自家用 登録車 1% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 0.5% ・ A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNox及びPM10%低減(注1) ・ B：平成27年度燃費基準+5%達成 - 自家用 登録車 2% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 1% ・ 上記以外のトラック - 自家用 登録車 3% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 2% ⑪ガソリン バス（車両総重量3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・ A：★★★★(注2) ・ B：令和2年度燃費基準+5%達成 - 自家用 登録車 非課税 - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 非課税 ・ A：★★★★(注2) ・ B：令和2年度燃費基準達成 - 自家用 登録車 1% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 0.5% ・ A：★★★(注4) ・ B：令和2年度燃費基準+10%達成 - 自家用 登録車 非課税 - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 非課税 ・ A：★★★(注4) ・ B：令和2年度燃費基準+5%達成 - 自家用 登録車 1% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 0.5% ・ A：★★★(注4) ・ B：令和2年度燃費基準達成 - 自家用 登録車 2% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 1% ・ 上記以外のバス - 自家用 登録車 3% - 自家用 軽自動車 ー - 営業用 2%			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 制 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日			⑫ディーゼル バス（車両総重量3.5t以下） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10％低減（注1） B：令和2年度燃費基準+5％達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 営業用 非課税 ・A：平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10％低減（注1） B：令和2年度燃費基準達成 自家用 登録車 1％ 自家用 軽自動車 営業用 0.5％ ・A：ポスト新長期規制適合（注1） B：令和2年度燃費基準+10％達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 営業用 非課税 ・A：ポスト新長期規制適合（注1） B：令和2年度燃費基準+5％達成 自家用 登録車 1％ 自家用 軽自動車 営業用 0.5％ ・A：ポスト新長期規制適合（注1） B：令和2年度燃費基準達成 自家用 登録車 2％ 自家用 軽自動車 営業用 1％ ・上記以外のバス 自家用 登録車 3％ 自家用 軽自動車 営業用 2％ ⑬ディーゼル バス（車両総重量3.5t超） それぞれA、Bの要件をいずれも満たすもの。 ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10％低減（注1） B：平成27年度燃費基準+15％達成 自家用 登録車 非課税 自家用 軽自動車 営業用 非課税 ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10％低減（注1） B：平成27年度燃費基準+10％達成 自家用 登録車 1％ 自家用 軽自動車 営業用 0.5％ ・A：平成28年排出ガス基準適合又はポスト新長期 規制からNox及びPM10％低減（注1） B：平成27年度燃費基準+5％達成 自家用 登録車 2％ 自家用 軽自動車 営業用 1％ ・上記以外のバス 自家用 登録車 3％ 自家用 軽自動車 営業用 2％ ⑭ノンステップバス（注5） （新車に限る）取得価額から1,000万円控除 ⑮リフト付きバス（注5） （新車に限る） 乗車定員30人以上（空港アクセスバス） 取得価額から800万円控除 乗車定員30人以上 取得価額から650万円控除 乗車定員30人未満 取得価額から200万円控除 ⑯ユニバーサルデザインタクシー （新車に限る）取得価額から100万円控除 ※⑭、⑮、⑯は、R3.4.1～R7.3.31までに取得したもの に限る ⑰側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行 者検知機能付き）搭載トラック（車両総重量8t超の もの。ただし、トレーラーを除く） （新車に限る）取得価額から350万円控除 ⑱側方衝突警報装置搭載トラック（車両総重量8t超の もの。ただし、トレーラーを除く） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ※⑰、⑱は、R5.4.1～R6.4.30までに取得したもの に限る			
						注5： 一般乗合旅 客自動車運 送事業者が 路線定期運 行のために 導入するも の又は一般 貸切旅客自 動車運送事 業者がその 事業のため に導入する ものに限る

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 環境性能 割 ※令和6年 1月1日～ 令和7年3 月31日			⑱衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載バス等（立席のないもの）（注6） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ⑳衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載トラック（車両総重量3.5t超のもの。ただし、トレーラーを除く） （新車に限る）取得価額から175万円控除 ※⑱、⑳は、R5.4.1～R7.3.31までに取得したものに 限る ※「バリアフリー車両」に係る特例（⑭～⑯）と、 「ASV（先進安全自動車）」に係る特例（⑰～⑳） は選択適用			注6： 「バス等」 の等とは、 乗車定員 10人の 乗用車
自動車税 種別割	自動車の所 有者 （所有権留 保付自動車 にあっては 使用者）		年税額 1 乗用車 a 令和元年10月1日以降に新車新規登録を行ったもの ・総排気量が1℥以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 7,500円 (自家用) 25,000円 ・総排気量が1℥を超え1.5℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.491℥×2) 搭載のもの (営業用) 8,500円 (自家用) 30,500円 ・総排気量が1.5℥を超え2℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.573℥×2、0.654℥×2、0.655℥×2) 搭載のもの (営業用) 9,500円 (自家用) 36,000円 ・総排気量が2℥を超え2.5℥以下のもの (営業用) 13,800円 (自家用) 43,500円 ・総排気量が2.5℥を超え3℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.654℥×3) 搭載のもの (営業用) 15,700円 (自家用) 50,000円 ・総排気量が3℥を超え3.5℥以下のもの (営業用) 17,900円 (自家用) 57,000円 ・総排気量が3.5℥を超え4℥以下のもの (営業用) 20,500円 (自家用) 65,500円 ・総排気量が4℥を超え4.5℥以下のもの (営業用) 23,600円 (自家用) 75,500円 ・総排気量が4.5℥を超え6℥以下のもの (営業用) 27,200円 (自家用) 87,000円 ・総排気量が6℥を超えるもの (営業用) 40,700円 (自家用) 110,000円 b 令和元年9月30日までに新車新規登録を行ったもの (自家用のみ) ・総排気量が1℥以下のもの及び電動機を原動機とするもの (自家用) 29,500円 ・総排気量が1℥を超え1.5℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.491℥×2) 搭載のもの (自家用) 34,500円 ・総排気量が1.5℥を超え2℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.573℥×2、0.654℥×2、0.655℥×2) 搭載のもの (自家用) 39,500円 ・総排気量が2℥を超え2.5℥以下のもの (自家用) 45,000円 ・総排気量が2.5℥を超え3℥以下のもの及びロータリーエンジン (0.654℥×3) 搭載のもの (自家用) 51,000円 ・総排気量が3℥を超え3.5℥以下のもの (自家用) 58,000円 ・総排気量が3.5℥を超え4℥以下のもの (自家用) 66,500円 ・総排気量が4℥を超え4.5℥以下のもの (自家用) 76,500円 ・総排気量が4.5℥を超え6℥以下のもの (自家用) 88,000円 ・総排気量が6℥を超えるもの (自家用) 111,000円 ※営業用の税率はa参照	4月1日	5月末日	

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 種別割			2 トラック			
			・最大積載量が1トン以下のもの			
			(営業用) 6,500円			
			(自家用) 8,000円			
			・最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの			
			(営業用) 9,000円			
			(自家用) 11,500円			
			・最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの			
			(営業用) 12,000円			
			(自家用) 16,000円			
			・最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの			
			(営業用) 15,000円			
			(自家用) 20,500円			
			・最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの			
			(営業用) 18,500円			
			(自家用) 25,500円			
			・最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの			
			(営業用) 22,000円			
			(自家用) 30,000円			
			・最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの			
			(営業用) 25,500円			
			(自家用) 35,000円			
			・最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの			
			(営業用) 29,500円			
			(自家用) 40,500円			
			・最大積載量が8トンを超えるもの			
			(営業用) 1トンまでごとに、			
			29,500円に4,700円を加算した額			
			(自家用) 1トンまでごとに、			
			40,500円に6,300円を加算した額			
			※トラックのうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに係る税率は、当該年税額にそれぞれ次のa b cの額を加算した額			
			a 総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの			
			(営業用) 3,700円			
			(自家用) 5,200円			
			b 総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの			
			(営業用) 4,700円			
			(自家用) 6,300円			
			c 総排気量が1.5ℓを超えるもの			
			(営業用) 6,300円			
			(自家用) 8,000円			
			・小型自動車に属するけん引車			
			(営業用) 7,500円			
			(自家用) 10,200円			
			・普通自動車に属するけん引車			
			(営業用) 15,100円			
			(自家用) 20,600円			
			・小型自動車に属する被けん引車			
			(営業用) 3,900円			
			(自家用) 5,300円			
			・普通自動車に属する被けん引車			
			【8トン以下のもの】			
			(営業用) 7,500円			
			(自家用) 10,200円			
			【8トンを超えるもの】			
			(営業用) 1トンまでごとに、			
			7,500円に3,800円を加算した額			
			(自家用) 1トンまでごとに、			
			10,200円に5,100円を加算した額			
			3 特種用途車			
			a キャンピング車			
			(7) 乗車定員が10人以下のもの			
			i 令和元年10月1日以降に新車新規登録を行ったもの			
			・総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの			
			(営業用) 6,000円			
			(自家用) 20,000円			
			・総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの			
			(営業用) 6,800円			
			(自家用) 24,400円			
			・総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの			
			(営業用) 7,600円			
			(自家用) 28,800円			
			・総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの			
			(営業用) 11,000円			
			(自家用) 34,800円			
			・総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの			
			(営業用) 12,500円			
			(自家用) 40,000円			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 種別割			・総排気量が3℥を超え3.5℥以下のもの (営業用) 14,300円 (自家用) 45,600円 ・総排気量が3.5℥を超え4℥以下のもの (営業用) 16,400円 (自家用) 52,400円 ・総排気量が4℥を超え4.5℥以下のもの (営業用) 18,800円 (自家用) 60,400円 ・総排気量が4.5℥を超え6℥以下のもの (営業用) 21,700円 (自家用) 69,600円 ・総排気量が6℥を超えるもの (営業用) 32,500円 (自家用) 88,000円 ii 令和元年9月30日までに新車新規登録を行ったもの(自家用のみ) ・総排気量が1℥以下のもの及び電動機を原動機とするもの (自家用) 23,600円 ・総排気量が1℥を超え1.5℥以下のもの (自家用) 27,600円 ・総排気量が1.5℥を超え2℥以下のもの (自家用) 31,600円 ・総排気量が2℥を超え2.5℥以下のもの (自家用) 36,000円 ・総排気量が2.5℥を超え3℥以下のもの (自家用) 40,800円 ・総排気量が3℥を超え3.5℥以下のもの (自家用) 46,400円 ・総排気量が3.5℥を超え4℥以下のもの (自家用) 53,200円 ・総排気量が4℥を超え4.5℥以下のもの (自家用) 61,200円 ・総排気量が4.5℥を超え6℥以下のもの (自家用) 70,400円 ・総排気量が6℥を超えるもの (自家用) 88,800円 ※営業用の税率は i 参照 (イ)乗車定員が11人以上のもの ・乗車定員が30人以下のもの (営業用) 21,200円 (自家用) 26,400円 ・乗車定員が30人を超え40人以下のもの (営業用) 25,600円 (自家用) 32,800円 ・乗車定員が40人を超え50人以下のもの (営業用) 30,400円 (自家用) 39,200円 ・乗車定員が50人を超え60人以下のもの (営業用) 35,200円 (自家用) 45,600円 ・乗車定員が60人を超え70人以下のもの (営業用) 40,400円 (自家用) 52,400円 ・乗車定員が70人を超え80人以下のもの (営業用) 45,600円 (自家用) 59,200円 ・乗車定員が80人を超えるもの (営業用) 51,200円 (自家用) 66,400円 b 霊柩車 ・普通自動車 (営業用) 11,000円 (自家用) 14,500円 ・小型自動車 (営業用) 5,000円 (自家用) 6,500円 c タンク車又はこれに類する自動車 ・三輪小型自動車に属するもの 三輪小型自動車の税率による ・その他のもの トラックの最大積載量に応ずる税率による d 起重機車又はこれに類する自動車 ・車両総重量が10トン以下のもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円 ・車両総重量が10トンを超え16トン以下のもの (営業用) 18,500円 (自家用) 25,500円			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 種別割			・ 車両総重量が16トンを超え22トン以下のもの (営業用) 29,500円 (自家用) 40,500円			
			・ 車両総重量が22トンを超えるもの (営業用) 43,600円 (自家用) 59,400円			
			e 工作車又はこれに類する自動車 ・ 普通自動車に属するもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円			
			・ 小型自動車に属するもの (営業用) 6,500円 (自家用) 8,000円			
			f 無線車、レントゲン車又はこれに類する自動車 ・ 普通自動車に属するもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円			
			・ 小型自動車に属するもの (営業用) 8,500円 (自家用) 11,000円			
			g テレビ中継車・放送宣伝車・事務室車又はこれに類する自動車 ・ 普通自動車に属するもの (営業用) 23,000円 (自家用) 30,500円			
			・ 小型自動車に属するもの (営業用) 13,500円 (自家用) 19,000円			
			h 教習車 ・ 普通自動車に属するもの (営業用) 19,500円 (自家用) 26,500円			
			・ 小型自動車に属するもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円			
			4 バス 【一般乗合用のもの及び学校が所有するもので通学に用いるもの】 ・ 乗車定員が30人以下のもの 12,000円			
			・ 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 14,500円			
			・ 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 17,500円			
			・ 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 20,000円			
			・ 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 22,500円			
			・ 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 25,500円			
			・ 乗車定員が80人を超えるもの 29,000円			
			【その他のもの】 ・ 乗車定員が30人以下のもの (営業用) 26,500円 (自家用) 33,000円			
			・ 乗車定員が30人を超え40人以下のもの (営業用) 32,000円 (自家用) 41,000円			
			・ 乗車定員が40人を超え50人以下のもの (営業用) 38,000円 (自家用) 49,000円			
			・ 乗車定員が50人を超え60人以下のもの (営業用) 44,000円 (自家用) 57,000円			
			・ 乗車定員が60人を超え70人以下のもの (営業用) 50,500円 (自家用) 65,500円			
			・ 乗車定員が70人を超え80人以下のもの (営業用) 57,000円 (自家用) 74,000円			
			・ 乗車定員が80人を超えるもの (営業用) 64,000円 (自家用) 83,000円			
			5 三輪小型自動車 (営業用) 4,500円 (自家用) 6,000円			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税 種別割			6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有するもの 【普通自動車】 a 乗用車 ・総排気量が4.5ℓ以下 19,000円 ・総排気量が4.5ℓを超えるもの 22,000円 b トラック 32,000円 【四輪の小型自動車】 7,500円 <自動車税種別割のグリーン化> 1 令和5年度に新車新規登録を行った次の自動車について、翌年度1年間、現行税率より軽減 ①低公害車(電気、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車)……………概ね75%軽減 ②ガソリン車(LPG車を含む。)(営業用乗用車で、平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減であり、令和12年度燃費基準90%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車)……………概ね75%軽減 ③ガソリン車(LPG車を含む。)(営業用乗用車で、平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減であり、令和12年度燃費基準70%以上達成かつ令和2年度燃費基準達成車)……………概ね50%軽減 ④クリーンディーゼル車(営業用乗用車で、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合であり、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車)……………概ね75%軽減 ⑤クリーンディーゼル車(営業用乗用車で、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合であり、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車)……………概ね50%軽減 2 自動車税種別割の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録されるまで、現行税率より重課 ①新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック)……………概ね10%重課 ②新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック)……………概ね10%重課 ③新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック以外)……………概ね15%重課 ④新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック以外)……………概ね15%重課			
鉱区税	鉱業権者	鉱区の面積又は延長	①砂鉱を目的としない鉱区 a 試掘鉱区 面積100アールごとに年額200円 b 採掘鉱区 面積100アールごとに年額400円 ②砂鉱を目的とする鉱区 面積100アールごとに年額200円 ③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区 ①の額の3分の2 ④共同開発鉱区 a 探査権の共同開発鉱区 面積100アールごとに年額22円 b 採掘権の共同開発鉱区 面積100アールごとに年額133円	4月1日	5月末日	普通徴収 (特例) 鉱業法施行法により、鉱業法による採掘権となったものとみなされるもの又は鉱業法による採掘権の設定の出願とみなされ設定された砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するもの…河床の延長1,000メートルごとに年額600円

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価額のうち市町村の課税限度額を超える部分の金額	1.4/100	1月1日	(第1期) 4月15日から 4月30日まで (第2期) 7月15日から 7月31日まで (第3期) 12月15日から 12月25日まで (第4期) 2月15日から 2月末日まで	普通徴収
軽油 引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った者	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った数量	1キロリットルにつき32,100円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者		【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち次に規定する者以外のもの】 ・第一種銃猟免許 年額16,500円 ・網猟免許又はわな猟免許 年額8,200円 【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち以下に掲げるもの】 ①同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者 ②同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農業、水産業又は林業に従事している者 ③県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事していない者） ・第一種銃猟免許 年額11,000円 ・網猟免許又はわな猟免許 年額5,500円 【第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者】 年額5,500円 【次に掲げる場合には、上記の税額に右の割合を乗じた額】 ①放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合 1/4 ②①の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥銃猟区以外の場所に係る登録を受ける場合 3/4 ③平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に狩猟者登録をした者で有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は有害鳥獣の許可捕獲等に従事した者 1/2	登録を受ける時	登録を受ける時	証紙徴収 ※自衛のための箱わな猟は、平成24年4月1日より、登録対象外となった。
産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者（中間処理者を含む。）	焼却施設及び最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量	1 焼却施設への搬入1トンにつき 800円 2 最終処分場への搬入1トンにつき 1,000円		4月末日 7月末日 10月末日 1月末日	特別徴収 申告納入 申告納付
宿泊税	宿泊料金を支払って宿泊する者	宿泊施設への宿泊数	一人一泊 200円 ※1 宿泊に対して税を課す市町村の宿泊施設 100円 ※2 北九州市及び福岡市の宿泊施設 50円		毎翌月末日まで（申告書の提出期限の特例あり）	特別徴収 申告納入

